

# A4地区

(自治会名)  
(通称名)

朝田町・立田町・和屋町・上七見町  
下七見町・新屋敷町・古井町・西野々町  
佐久米町・大宮田町・井口中町・中河原町・腹太町・六根町・保津町  
魚見町・新開町・川島町・東久保町・東町・宮町・幸生町・寿・清生町第一  
清生町第二・清生町第三・清生町第四・名古須西・西黒部町・高須町  
松名瀬町・東黒部町南出・東黒部町川原・東黒部町奥浜・東黒部町東三  
東黒部町南六

# 令和6年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。  
ごみの収集に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4470  
資源物に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4417  
ごみの持ち込みに関すること 松阪市クリーンセンター ☎36-0975  
埋立物は必ず事前問合せください 松阪市一般廃棄物最終処分場 ☎28-7710

可燃 燃えるごみ 不燃 燃えないごみ 危険ごみ プラスチック容器・袋 空ビン 資源 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光灯、充電式小型家電

※【祝日収集について】令和5年4月より月・水曜日に加え、燃えるごみに限り火・木・金曜日についても行っています(下記カレンダーをご確認ください)。  
※ごみ・資源物を持ち込む施設の受付日時は収集の日程とは異なります。別紙「ごみの分け方・出し方」裏面の「ごみ・資源物を持ち込む施設案内」をご確認ください。

## 令和6年 4月 5月 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2	3 不燃	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9 ビン	10	11 可燃	12 プラ容	13
14	15 可燃	16	17 不燃	18 可燃	19 プラ容	20
21	22 可燃	23 資源	24	25 可燃	26 プラ容	27
28	29 可燃	30				

日	月	火	水	木	金	土
			1 不燃	2 可燃	3	4
5	6 可燃	7	8	9 可燃	10 プラ容	11
12	13 可燃	14 ビン	15 不燃	16 可燃	17 プラ容	18
19	20 可燃	21	22	23 可燃	24 プラ容	25
26	27 可燃	28 資源	29 不燃	30 可燃	31 プラ容	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4	5	6 可燃	7 プラ容	8
9	10 可燃	11 ビン	12 不燃	13 可燃	14 プラ容	15
16	17 可燃	18	19	20 可燃	21 プラ容	22
23	24 可燃	25 資源	26 不燃	27 可燃	28 プラ容	29
30						

### 7月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可燃	2	3	4 可燃	5 プラ容	6
7	8 可燃	9 ビン	10 不燃	11 可燃	12 プラ容	13
14	15 可燃	16	17	18 可燃	19 プラ容	20
21	22 可燃	23 資源	24 不燃	25 可燃	26 プラ容	27
28	29 可燃	30	31			

### 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2 プラ容	3
4	5 可燃	6	7 不燃	8 可燃	9 プラ容	10
11	12 可燃	13	14	15 可燃	16 プラ容	17
18	19 可燃	20 ビン	21 不燃	22 可燃	23 プラ容	24
25	26 可燃	27 資源	28	29 可燃	30 プラ容	31

### 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4 不燃	5 可燃	6 プラ容	7
8	9 可燃	10 ビン	11	12 可燃	13 プラ容	14
15	16 可燃	17	18 不燃	19 可燃	20 プラ容	21
22	23 可燃	24 資源	25	26 可燃	27 プラ容	28
29	30 可燃					

### 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2 不燃	3 可燃	4 プラ容	5
6	7 可燃	8	9	10 可燃	11 プラ容	12
13	14 可燃	15	16 不燃	17 可燃	18 プラ容	19
20	21 可燃	22 ビン	23	24 可燃	25 プラ容	26
27	28 可燃	29 資源	30 不燃	31 可燃		

### 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 プラ容	2
3	4 可燃	5	6	7 可燃	8 プラ容	9
10	11 可燃	12 ビン	13 不燃	14 可燃	15 プラ容	16
17	18 可燃	19	20	21 可燃	22 プラ容	23
24	25 可燃	26 資源	27 不燃	28 可燃	29 プラ容	30

### 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可燃	3	4	5 可燃	6 プラ容	7
8	9 可燃	10 ビン	11 不燃	12 可燃	13 プラ容	14
15	16 可燃	17	18	19 可燃	20 プラ容	21
22	23 可燃	24 資源	25 不燃	26 可燃	27 プラ容	28
29	30 可燃	31				

### 令和7年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 可燃	7	8	9 可燃	10 プラ容	11
12	13 可燃	14 ビン	15 不燃	16 可燃	17 プラ容	18
19	20 可燃	21	22	23 可燃	24 プラ容	25
26	27 可燃	28 資源	29 不燃	30 可燃	31 プラ容	

### 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4 ビン	5	6 可燃	7 プラ容	8
9	10 可燃	11	12 不燃	13 可燃	14 プラ容	15
16	17 可燃	18	19	20 可燃	21 プラ容	22
23	24 可燃	25 資源	26 不燃	27 可燃	28 プラ容	

### 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 可燃	4	5	6 可燃	7 プラ容	8
9	10 可燃	11 ビン	12 不燃	13 可燃	14 プラ容	15
16	17 可燃	18	19	20 可燃	21 プラ容	22
23	24 可燃	25 資源	26 不燃	27 可燃	28 プラ容	29
30	31 可燃					

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和6年3月発行

※藍の編模様は、伝統工芸品の「松阪木綿」柄です。